

第4章 こどもの貧困解消対策

1 こどもの貧困解消対策の背景

我が国における子どもの貧困率（相対的に貧困の状態にある割合）は令和3（2021）年で11.5%ですが、ひとり親家庭の貧困率は44.5%と、OECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移しています。

こうした貧困状況にある子どもは、医療や食事等の生活習慣、学習、進学等のさまざまな場面で不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖が起きていることが課題となっています。

平成25（2012）年6月、国は、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神にのっとり、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう」にすることを目的に、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定しました。

その後、「こども基本法」の制定を経て、令和6（2024）年6月に同法は、法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、基本理念に「現在のこどもの貧困を解消しつつ将来のこどもの貧困を防ぐ」、「妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われる」を追記する等の改正が行われました。

本市においては、同法に基づき、令和2（2020）年3月に策定した「岐阜市子ども・子育て支援プラン」に「岐阜市子どもの貧困対策計画」を盛り込み、子どもの最善の利益を優先する“こどもファースト”の方針のもと、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ってきました。その結果、令和5（2023）年の本市のひとり親家庭の貧困率は、平成30（2019）年に比べて改善したものの、いまだ高い水準にあります。また、令和5（2023）年に実施した「岐阜市ひとり親家庭等生活実態調査」では、ひとり親家庭の約6割が、生活状況は苦しいと感じており、所得が低いほど大学進学を受けさせることができないと考えているという実態が分かりました。

さらに、本市では令和5（2023）年度、全児童生徒の15.2%にあたる要保護児童生徒（生活保護制度の要保護者に該当する子ども）及び準要保護児童生徒（要保護に準じて教育委員会が基準に基づき認定した子ども）に対して、経済的理由により児童生徒の保護者を援助する就学援助費が支給されています。

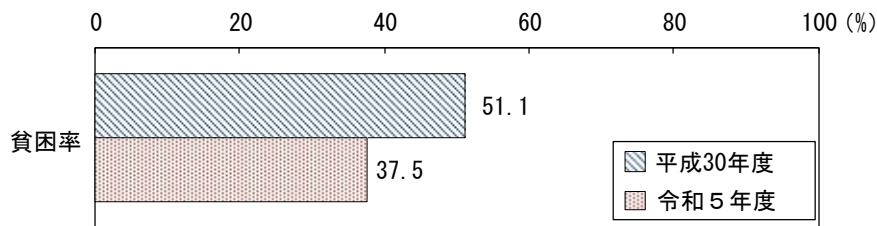
このような現状も踏まえ、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できるように、総合的な支援を実施していくため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条の市町村計画として、子どもの貧困の解消に向けた取り組みを本章で整理します。

(1) ひとり親家庭の状況

① 貧困率

本市におけるひとり親家庭の貧困率は37.5%となっており、平成30（2019）年に比べて10ポイント以上改善しましたが、いまだ高い水準にあり、ひとり親家庭における生活の厳しさがうかがえます。

図表4-1 ひとり親家庭の貧困率



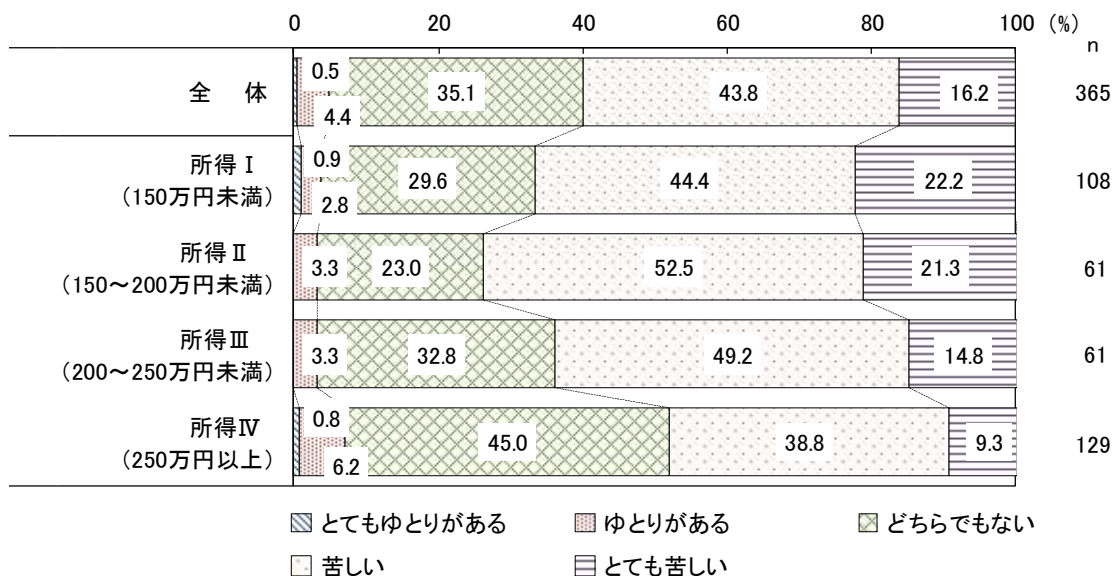
資料：岐阜市子ども支援課

※調査直近の国民生活基礎調査（厚生労働省）における国全体の等価可処分所得の中央値の2分の1未満を貧困層としている

② 所得別生活状況

ひとり親家庭の暮らしについては、「苦しい」が43.8%で最も多く、「とても苦しい」の16.2%と合わせて、約6割が生活状況は苦しいと感じています。所得区分ごとでは、所得Ⅰ、所得Ⅱにおいては苦しいと感じる割合が約7割となっており、所得が生活に大きな影響を与えていることがわかります。

図表4-2 ひとり親家庭の所得別生活状況

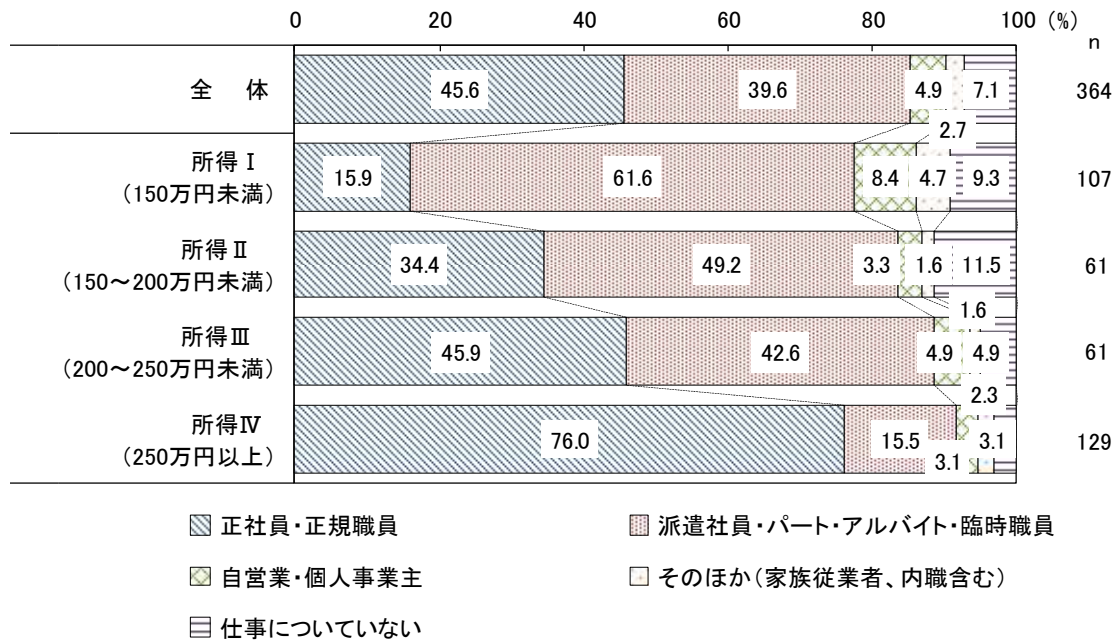


資料：岐阜市ひとり親家庭等生活実態調査

③所得別雇用形態

所得別の雇用形態をみると、所得が低いほど「派遣社員・パート・アルバイト・臨時職員」といった非正規雇用が多く、所得が高いほど「正社員・正規職員」となっています。特に所得Ⅰ、所得Ⅱの区分では、非正規雇用が約半数と大きく上回っています。

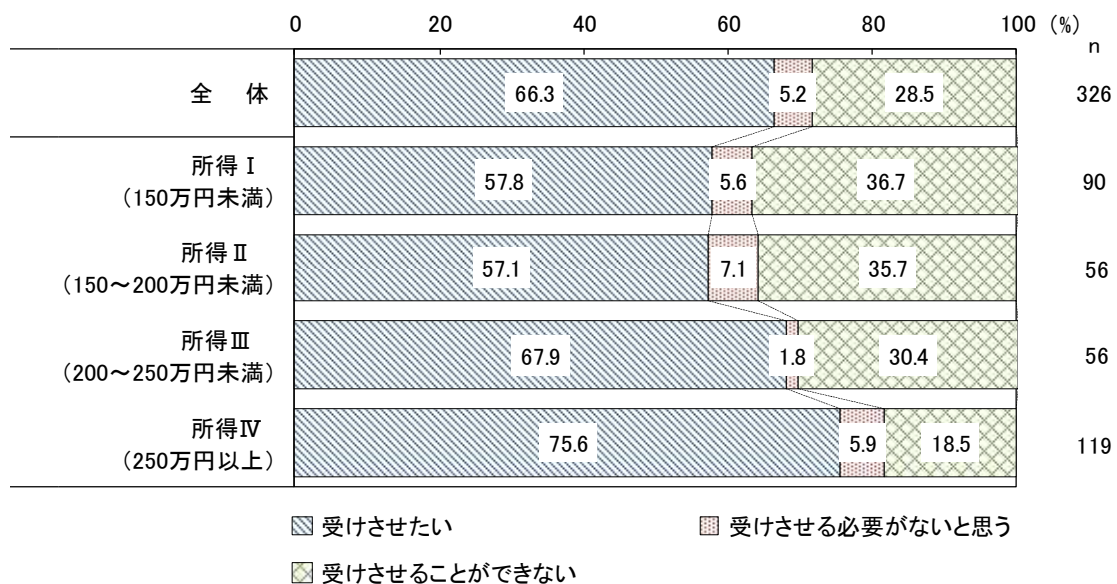
図表４－３ ひとり親家庭の所得別雇用形態



④所得別大学進学意向

大学進学意向について所得別にみると、所得が低いほど「受けさせることができない」との回答が多くなる傾向がみられており、所得によって子どもの進学に制約が生じる可能性が高いと考えられます。

図表４－４ ひとり親家庭の所得別大学進学意向

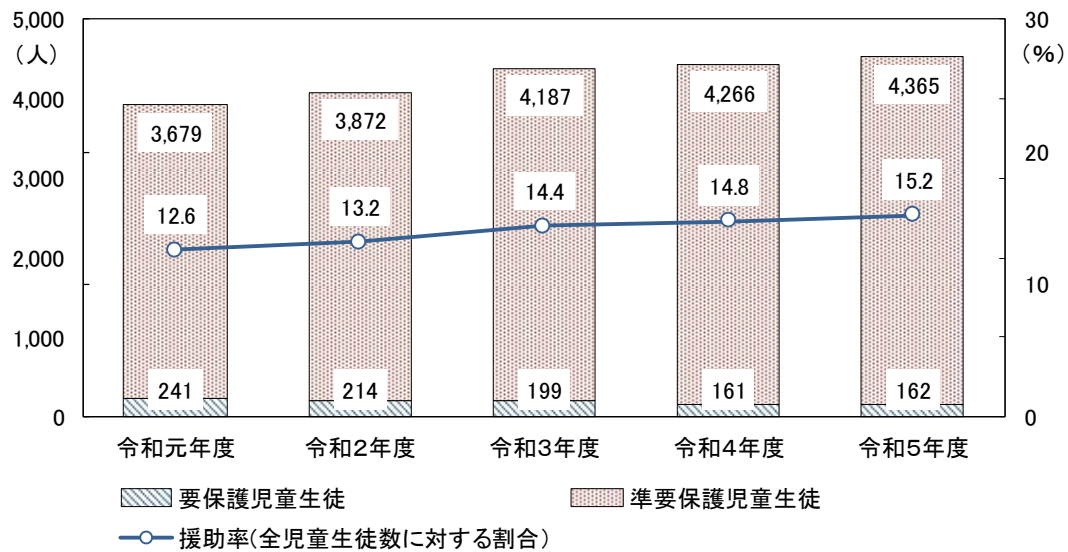


資料：図表４－３、４とも岐阜市ひとり親家庭等生活実態調査

(2) 就学援助の状況

就学援助の対象となる要保護・準要保護児童生徒数は、令和5年度では、要保護児童生徒（生活保護制度の要保護者に該当する子ども）数は162人と減少傾向にありますが、準要保護児童生徒（要保護に準じて教育委員会が基準に基づき認定した子ども）数は4,365人と増加傾向にあり、要保護・準要保護児童生徒数合計の全児童生徒数に対する割合（援助率）も上昇しています。

図表4-5 要保護・準要保護児童生徒数、援助率の推移(再掲)



資料：岐阜市学校安全支援課

※準要保護児童生徒については、令和3年度より生活保護基準額の1.3倍以内から1.5倍以内に認定要件が緩和

（１）基本的視点

貧困状況にある子どもや家庭の実態は、見えにくく、またとらえづらい状況にあります。支援が必要な状況にもかかわらず、貧困の自覚がなく、自分から支援を求めないことや何らかの事情で制度の適用条件にあてはまらない、積極的に利用したがないなどの状況もみられます。また、さまざまな要因により、子どもの希望や意欲がそがれやすく、生活習慣や健康管理、学習意欲、自己肯定感の低下などの影響を及ぼします。しかし、こうした問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考え、さまざまな場面で早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていけるかといった視点が重要となります。

（２）基本方針

貧困により、子どもが権利を侵害され、また、社会から孤立することのないよう、「岐阜市子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの最善の利益を優先する“こどもファースト”の方針のもと、総合的な取り組みを実施します。

① 妊娠・出産～子どもが自立に至るまでの“切れ目のない支援”

妊娠・出産期から子どもの乳幼児期における早期の課題把握から、学校教育、卒業、就職して社会的自立が確立されるまでの切れ目のない支援を実施します。なお、子どものライフステージに応じて切れ目なく支援を実施するため、関係機関等において必要な情報を共有し、連携します。

② “気づく・つなぐ・寄り添う”支援体制づくり

貧困状況にある子どもや家庭の状況は複雑であり、困窮度合いが高くても十分な支援を受けていない場合があります。子どもに接するあらゆる機会を通じて困難を抱え、声をあげられない子どもや家庭に気づき、必要な支援や専門機関につなげ、地域で見守り手助けしていく体制づくりを推進します。

③ “貧困の連鎖を断ち切る”ための総合的な支援

貧困状況にある子どもは、成長過程で必要となる教育や体験、社会との関わりなどの機会を十分に得ることができない状況があります。そのため、すべての子どもが夢や希望の実現に向かって、自分の能力や可能性を伸ばすことができるよう、市民、NPO等の市民団体、関係機関、行政等が積極的に連携し、早期に総合的な支援を実施します。

3 こどもの貧困解消対策の取り組み

1 教育の支援

家庭環境にかかわらず、子どもたちの学力の保障と教育の機会均等が図られるよう、学習支援や就園・就学に対する支援を実施します。

※第3章の次世代育成支援対策と共通する取り組みについては、番号を共通にしています。

No.	取り組み
	寄り添い型学習支援等事業
42	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の保護者等に教育支援員が教育の重要性を伝え、学習環境の指導を行います。また、そのような世帯の子どもたちの健全な育成と学力の向上、将来の進路選択の幅を広げ、自立を促進することを目的に、無料の学習支援を実施しています。今後は、さらに利用ニーズに沿った学習支援体制の拡充に努めます。
	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による相談支援
43	早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒と保護者の相談支援に応じます。また、県より派遣されるスクールカウンセラーのほか、市費で臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを雇用し、これまでよりも速やかかつきめ細かな児童生徒と保護者への相談支援を行います。また、市立学校において緊急事案が発生した場合、すぐに緊急支援を行い、安心して学校生活を送ることができるようにします。
	実費徴収に係る補足給付事業
45	低所得で生計が困難である保護者等が利用する幼稚園に係る実費徴収額（副食材料費）、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る実費徴収額（日用品・文具等費）の一部を給付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
	就学援助
46	小・中学校の学用品費や給食費等を援助します。
	育英資金貸付
47	経済的理由により、修学困難な生徒または学生に対し、月々の授業料や入学に係る費用の一部を無利子で貸与します。
	家庭教育に関する学習機会の充実
81	子どものこころやからだの発達段階をとらえながら、親同士が学び助け合い、見識を深めることができる“こころの教育”を実践するため、家庭教育啓発運動を推進するとともに、家庭教育について保護者自らが学ぶ場である「家庭教育学級」への情報の提供を行い、内容の充実を図ります。
	子どもの生活・学習支援事業
132	親との離別・死別といった特有の不安やストレスを抱える小・中学生に大学生等のボランティアを派遣し、さまざまな悩み相談や話し相手、学習支援や進学相談等、生活面の指導や学習習慣の定着の支援に取り組みます。
	公民館活動による児童の育成
145	50の公民館で開催される公民館講座において、子育て講座や青少年健全育成に関する講座を実施します。また、クラブ・サークルの育成指導において、子育て支援サークルへも積極的助言や支援に取り組みます。自治会連合会やまちづくり協議会をはじめ、公益活動に取り組む各種の地域団体に対し、地域のまちづくり活動の拠点として、活動の支援や連携づくりに努めます。

2 生活の支援

すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、妊娠期から子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、安定した生活を送ることができるよう、子ども及び保護者への生活相談のほか、必要な生活支援を実施します。また、社会的に孤立することのないよう、地域社会との交流機会の充実を図ります。

※第3章の次世代育成支援対策と共通する取り組みについては、番号を共通にしています。

No.	取り組み
31	不登校・発達障がい等に対する相談・支援体制
	通常の学級に在籍する児童生徒に関する発達や不登校等の相談に応じ、関係機関と連携して問題の早期解決をめざします。発達障がい疑われる児童生徒に対しては、専門職員による学校訪問や相談、必要に応じて発達検査を行います。不登校の児童生徒に対しては、社会的自立を目的に自立支援教室（教育支援センター）を運営し、コミュニケーションスキルの向上、基本的生活習慣の改善、基礎学力の補充等の支援を行います。また、主として家庭訪問を行うほほえみ相談員との連携による支援やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる専門的な立場から、児童生徒、保護者の相談支援に応じます。さらに、義務教育終了後の方向性を見つけられない若者に対しては、就学・就労への支援を行います。
38	若年者の雇用促進
	トライアル雇用で雇い入れた若年者等を継続して常用雇用する事業所に対し、奨励金を交付する「岐阜市人材確保サポート奨励金事業」により、若年者の常用雇用を推進し、非正規雇用からの脱却を図ります。安定した収入による就業意欲や職業能力の向上、経済的自立を促進し、子どもを産み育てる環境整備をめざします。また、若年求職者への職業相談・職業紹介を行う「ハローワーク岐阜」、若年者の就職相談や求人情報提供等を行う県の「岐阜県総合人材チャレンジセンター」、無業状態の若年者の就職支援を行う「岐阜県若者サポートステーション」等と連携を図り、合同企業説明会やセミナーを開催するとともに、広報掲載やチラシの配布など啓発に取り組めます。
40	こども食堂支援事業
	さまざまな事情を抱える子どもたちを対象に、食事などを提供するこども食堂事業の安定的運営につなげるため、食堂の運営に係る補助金を交付します。
72	健全育成に向けた児童館・児童センター、ドリームシアター岐阜
	児童館・児童センターを13か所設置しており、子育て中の親子に交流の機会や健全な遊びを提供する場であり、集団的・個別的指導による子どもの健康増進や母親クラブ等の地域活動団体の育成を図るなど、子どもの健全育成の拠点施設として活用されています。今後も子育て相談や講座の開催等を実施し、子育て支援の核となる機能の充実を図ります。また、児童館・児童センター未設置の地区を中心とした「移動児童館」の拡充を図るとともに、積極的な広報活動や遊具の充実、子育て支援の機能強化に係る施設整備、施設的环境改善などニーズに柔軟に対応した運営を図ります。また、ドリームシアター岐阜では、児童に健全な遊びや安心して過ごすことができる安全な居場所を提供するとともに、セミナーや人形劇公演、イベントの充実を図ります。
74	子どもの居場所づくり事業
	放課後居場所づくり事業として、特別な対応が必要な子どもたちを対象に、放課後や長期休業中に安心できる場や学習支援の場を確保するとともに、次世代を担う児童生徒の健全育成の支援をNPO法人に委託し、実施します。このほか、令和7年4月より、鷺山公民館との複合施設として開館する鷺山子ども館を、地域住民との協働による“子どもの居場所づくり”のモデルとして充実を図ります。

No.	取り組み
	養育支援訪問事業
90	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭やさまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等が訪問して具体的な養育に関する指導、助言等を実施することにより、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
	すくすく赤ちゃん子育て支援事業等
113	育児不安の大きい時期に効果的な育児支援を行うため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に保健師または助産師が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の支援を行います。
	各種健康に関する相談体制
114	岐阜市子ども家庭センター各保健センター窓口において、妊娠届出時のすべての妊婦への面談を行い、早期からの相談体制の充実をめざします。また、子育て中の親が子どもの成長や発達についての正しい知識をもち、自信を持って育児ができるよう、訪問、電話、各健診、地域の子育て支援活動の場等さまざまな機会をとらえた情報提供やこどもの病気、医療制度などに関する相談を行います。また、障がいのある子どもについては、関係機関との連携を図りながら、心身の健康、障がいの相談に応じます。
	岐阜市子ども家庭センターの運営
115	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ児童福祉・母子保健が一体的に相談支援を行い、虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図ります。また、合同ケース会議を開催するほか、相談支援を通じて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランを作成し、継続的なマネジメントを実施します。
	育児困難家庭の把握
124	岐阜市子ども家庭センターにおいて、各保健センターが妊娠届出時のすべての妊婦への面談や生後4か月までの乳児家庭全戸訪問での面談、医療機関からの「母と子の健康サポート事業」等での情報提供を受け、身体的、心理的、経済的な面で育児負担を持つ保護者を早期に把握することで積極的なアプローチを図ります。さらに、さまざまな要因で虐待のリスクが高い家庭（育児困難家庭）については、岐阜市要保護児童対策地域協議会において、関係機関からの情報集約、情報共有に努めます。
	施設退所後の支援（アフターケア）
128	児童相談所と連携し、親子関係再構築支援を協働で行います。子どもが新しい生活環境のもとで安定した生活が継続できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用や定期的な訪問、家庭支援事業の利用等により、家族が抱えている問題の軽減化を図り、子どもの生活環境の改善に努めます。
	市営住宅への優先的な入居
187	市営住宅の入居資格要件に該当する人のうち、特に子育て世帯、大家族世帯、母子及び父子世帯が安心して暮らせる住宅を確保するため、市営住宅の一部を特定目的住宅として割り当て、優先的に入居できるようにします。
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
188	「住宅セーフティネット法」に基づき、子育て世帯など住宅確保要配慮者に対する民間の賃貸住宅の供給を促進します。
	職業相談
201	就労に関する相談について、ハローワークから提供された求人情報を用いてアドバイスを行います。相談者が求人への応募を希望する場合は、ハローワークを紹介します。

3 保護者への就労の支援

ひとり親家庭の保護者や生活困窮者に対する就労を支援するとともに、より安定した就労機会の確保を図ります。

※第3章の次世代育成支援対策と共通する取り組みについては、番号を共通にしています。

No.	取り組み
—	若年者の雇用促進（再掲）
	2 生活の支援の取り組み No. 38（104 頁）を参照
97	低年齢児（0～2歳児）保育
	女性の就労志向の高まりとともに、保育ニーズが増加傾向にある低年齢児の受け入れを推進します。ニーズの動向を見極めながら、保育所（園）の定員の見直しや増築・改修、認定こども園の普及、小規模保育事業の実施、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）等の保育の拡充等により、待機児童ゼロを維持していきます。
99	特別保育事業
	保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の特別保育事業を実施します。
129	自立支援に対する相談体制
	ひとり親家庭の自立を支援するため、ファイナンシャルプランナーの資格を持つ「母子・父子自立支援員」や「就業支援専門員」が就労・家計に関する相談に応じます。
130	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
	ひとり親家庭の自立のためには就業機会の確保は極めて重要です。「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」において、就業相談、看護受験個別支援対策等の就業支援講習、スーツの無料貸出などの就業支援等を実施することにより、ひとり親家庭の自立を支援します。
131	ひとり親家庭等自立支援給付金事業
	ひとり親家庭の父母の就業を促進するため、給付金事業の利用を働きかけ、資格取得の支援を行います。「高等職業訓練促進給付金等事業」では、看護師や准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の国家資格取得のため、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業する場合に給付金を支給します。また、「自立支援教育訓練給付金事業」では、雇用保険制度の指定教育訓練講座など対象講座の受講費について一部を助成します。「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」では、高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の父母及び20歳未満の児童が、安定した就業のため高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして対象講座を受講する場合、受講費について一部を助成します。
—	職業相談（再掲）
	2 生活の支援の取り組み No. 201（105 頁）を参照

4 経済的支援

困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援制度を活用し、子育てに関わる経済負担の軽減を図ります。

※第3章の次世代育成支援対策と共通する取り組みについては、番号を共通にしています。

No.	取り組み
	幼稚園・保育所（園）等の利用料・保育料の無償化、軽減
44	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、必要な軽減措置を行います。
	福祉医療費助成（子ども）事業の充実
120	子ども（令和7年4月から、対象を従前の義務教育修了から、18歳に達する日以後の最初の3月末まで拡大）の健康と福祉の増進を目的に医療費の自己負担分を助成します。
	養育費の取り決めの推進
134	養育費の取り決め及び親子交流の円滑な実施を図るため、養育費・親子交流のパンフレットを離婚届と一緒に配布するとともに、養育費の取り決めに係る公正証書、その他の債務名義の取得に要する費用を補助します。
	入院助産の支援
182	経済的な理由により入院助産が受けられない妊婦に対し、助産施設（市民病院・県総合医療センター）での出産費用の負担など支援を行います。また、「親と子のハンドブック ぶりあ」の活用や民生委員・児童委員、保健所等、関係機関を通じた制度の周知を図ります。
	母子父子寡婦福祉資金貸付
183	母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立と生活の安定、扶養している子の健全育成を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行います。
	福祉医療費助成（ひとり親家庭等）事業
184	ひとり親家庭等の母または父とその子ども（18歳に達する日以後の最初の3月末まで）の健康と福祉の増進を目的に医療費の自己負担分を助成します。
	児童扶養手当の支給
185	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当を支給します。
	多子世帯への経済的支援
186	3人以上の子どもを望む人が安心して子どもを産み育てやすい環境をつくるため、多子世帯に対する保育料の軽減や病児・病後児保育利用料の無償化等、多子世帯の経済的支援の充実をめざします。

5 相談支援体制の充実

子どもや家族が必要な時に助けを求めたり、相談できる場所や窓口を明確化するとともに、子どもにとって身近な場所やツールで相談できるなど、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

※第3章の次世代育成支援対策と共通する取り組みについては、番号を共通にしています。

No.	取り組み
86	地域における相談支援体制
	子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”は、相談機関の中核として、子育てに関する悩みや不安の相談に対応し、育児不安の解消を図るとともに、必要に応じて専門相談につなぎ、総合的・継続的に支援します。子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”と保育所（園）、認定こども園、保健センター、児童家庭支援センター、岐阜県中央子ども相談センター等の関係機関が、専門性を活用した相談体制を充実するとともに、民生委員・児童委員や主任児童委員をはじめ、地域との連携の強化、NPO等民間団体との連携の構築に努めます。
—	各種健康に関する相談体制（再掲）
	2 生活の支援の取り組み No. 114（105 頁）を参照
—	岐阜市こども家庭センターの運営（再掲）
	2 生活の支援の取り組み No. 115（105 頁）を参照
—	自立支援に対する相談体制（再掲）
	3 保護者への就労の支援の取り組み No. 129（106 頁）を参照
92	子育て世帯訪問支援事業
	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
93	地域子育て相談事業
	保育所等の子育て支援施設において、すべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができ、相談機関を整備し、岐阜市こども家庭センターと連携を緊密にし、虐待の発生を予防するための支援の強化を図ります。

6 支援ネットワーク体制づくり

成長段階に応じた切れ目のない支援や必要な支援につなげていくため、関係機関等と必要な情報を共有し、連携します。また、地域に広く理解や協力を求めるため、こどもの貧困に関する周知、啓発に取り組むとともに、支援に関わる人材の育成に努めます。

No.	取り組み
202	“エールぎふ” ネットワーク会議
	困難を抱える子ども・若者への途切れのない支援ができるよう、ハローワークや生活・就労サポートセンターなどとの“エールぎふ” ネットワーク会議を開催し、ともに連携・協働し、より効果的な支援につなげます。
203	共働による市民ネットワークづくり
	「ぎふ学習支援ネットワーク」の各教室の代表が中心となって、月1回の学習支援会議を開き、問題点、支援成功例等の報告など、情報共有を図ります。
204	幼児教育・保育施設と小学校の連携
	幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために、幼小の各関係団体の代表者で構成する「岐阜市幼小パートナーシップ協議会」を設置し、必要な情報を交換できる体制づくりについて協議します。
205	要保護児童対策地域協議会
	要保護児童の適切な保護、要支援児童や特定妊婦の適切な支援を図るため、保健・医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関・団体により構成される要保護児童対策地域協議会を運営し、児童虐待ケースの進行管理や要保護児童等の状況把握、支援計画の検討などにより、適切な支援を行います。

7 調査研究

本市における子どもの貧困に関する実態等を把握し、子どもの貧困の解消に向けた対策の調査研究を行います。

No.	取り組み
206	子どもの貧困等に関する実態調査
	子どもの貧困等に関する現状と課題を把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、ひとり親家庭等に対する生活実態調査を実施します。